

令和 年 月 日

保護者 各位

朝日町保小中一貫教育校
朝日町立さみさと小学校長

出席停止について

お子さんの病気は、学校保健安全法第19条に基づく下記の基準によって、他への感染のおそれのある間は登校できないことになっています。

出席停止の期間は下記のとおりです。この期間を過ぎてから主治医の証明書を持って登校させてください。

学校感染症出席停止期間の基準

- ・ 麻疹（はしか）・・・熱が下がった後3日を経過するまで
 - ・ 風しん（三日はしか）・発しん（ブツブツ）が消えるまで
 - ・ 水痘（水ぼうそう）・・・全ての発しんにかさぶたがつくまで
 - ・ 百日咳・・・・・・・・・・特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗生剤治療が終了するまで
 - ・ 流行性耳下腺炎・・・・・・・・耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
 - ・ 咽頭結膜熱（プール熱）・主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ※ ただし、医師が感染症予防上支障なしと認めた時はこの限りではありません。
- ・ その他の感染症・・・・・・・・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

.....切.....り.....取.....り.....線.....

<医師→保護者→学校>

治 ゆ 証 明 書

朝日町保小中一貫教育校
朝日町立さみさと小学校

_____年 組 氏名

病名

上記の病名で 月 日から 月 日まで療養中であつたが、主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名・主治医 _____